

人間文化研究機構減損処理実施要領

〔平成19年3月12日〕
機 構 長 裁 定

（目的）

第1条 この要領は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構固定資産取扱規則（以下「固定資産取扱規則」という。）に規定する固定資産の減損処理の実施について、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準（以下「減損会計基準」という。）及び固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解を適用するに当たって、必要な手続きを定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語は、固定資産取扱規則で使用する用語の例による。

（資産利用計画）

第3条 固定資産取扱規則第28条に定める資産利用計画は、以下の事項が確認できるよう、減損対象資産利用計画表（第1号様式）を作成するものとする。

- 一 資産の概要
- 二 利用目的
- 三 利用予定
- 四 取得価額
- 五 市場価格（算出方法）

（資産の利用状況の把握及び報告）

第4条 資産管理責任者は、毎事業年度において減損対象資産の利用状況を減損対象資産利用状況表（第2号様式）により調査し、減損の兆候の有無を判定するものとする。

2 固定資産取扱規則第29条第2項に定める利用状況の報告は、減損対象資産利用状況表により行うものとする。

（使用者の義務）

第5条 固定資産の使用者は、前条第1項に基づく資産管理責任者の調査に協力しなければならない。

2 前項によるほか、使用者は、自らが使用する固定資産について減損の兆候があると思われる事実が生じた場合には、その事実を資産管理責任者に通知しなければならない。

（減損の兆候の判定及び認識の基準）

第6条 固定資産取扱規則第29条第2項に定める減損の兆候の有無の判定及び固定資産取扱規則第30条第1項に定める認識の判定基準は、別表第1のとおりとする。

（減損の測定）

第7条 経理責任者は、減損が認識された固定資産について、正味売却価額（固定資産の時価から処分費用見込額を除いたもの）と使用価値相当額（当該資産について、使用が見込まれる部分を現在取得した場合の価額から減価償却累計額を除いたもの）を算定するものとする。

2 正味売却価額の算定については、前項で定める方法によることが困難な場合には、当該資産の固定資産台帳価額に当該資産につき使用が想定されていない部分以外の箇所を割合を乗じて算出した額を使用価値相当額とすることができる。

3 当該固定資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額を回収可能サービス価額とし、当該固定資産台帳価額が回収可能サービス価額を超える金額を減損損失額とする。

4 減損の測定は、決算日の固定資産台帳価額を基礎とする。

5 経理責任者は、第3項で算定した減損損失額を資産管理責任者に通知するものとする。

(減損会計処理)

第8条 資産管理責任者は、前条第5項により通知をうけた減損損失額について、別表第2より年度決算において減損会計処理をするとともに、当該固定資産台帳価額から減額するものとする。

(減損処理の報告)

第9条 経理責任者は、減損を認識した固定資産及び減損の兆候はあるが認識しなかった固定資産について、第4条に定める減損対象資産利用状況表の写しを添えて、本部の経理責任者へ減損処理報告書(第3号様式)により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

別表第 1（第 6 条関係）

減損の判定基準

事 象	兆候の判定基準	認識の判定基準
1. 業務の実績が著しく低下 ・業務の実績が以前に比べ低下した場合 ・中期計画等に照らして当初から低い場合 ・業務活動から生ずる損益又は収入が中期計画等における想定に比べ著しく悪化している場合	要領第 4 条に定める減損対象資産利用状況表による。 取得時に想定した使用可能性を基準に、使用実績が 50%以下となる場合	当該資産の全部又は一部の使用が想定されない場合
2. 使用の範囲又は方法の変化 ・固定資産が使用されている業務を廃止又は再編成する場合 ・固定資産が遊休状態である場合 ・固定資産の稼働率が著しく低下した状態が続いている場合 ・固定資産に著しい機能的減価が観察できる場合 ・建設の大幅な延期が決定されたことや当初の計画に比べ著しく滞っている場合		
3. 業務運営の環境が著しく悪化 ・技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散があった場合 ・業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法令違反の発生があった場合		
4. 市場価格が著しく下落	固定資産の市場価格について、固定資産台帳価額からの下落割合が 50%以上となる場合	当該資産の市場価格が当該資産の残存耐用年数期間又は次の中期目標期間終了時まで固定資産台帳価額の概ね 80%程度まで回復する見込みがない場合
5. 使用しないという決定	固定資産の取得時に想定した使用目的に従って使用しないという決定（用途変更の決定も含む。）の場合 なお、現物出資又は承継により取得した場合は、現物出資時又は承継時に想定した使用目的で判断する。	使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定の場合

別表第2（第8条関係）

減損損失額の会計処理

区 分	中期計画等で想定した業務運営を行 わなかったことにより生じた減損	中期計画等で想定した業務運営を 行ったにもかかわらず生じた減損
資産見返負債を計上 していない固定資産	損益計算書に計上 減損損失／減損損失累計額	損益外処理 貸借対照表に減損損失累計額を 計上し、同額を資本剰余金から減額 する。 損益外減損損失累計額 ／減損損失累計額
資産見返負債を計上 している固定資産	損益計算書に計上 (臨時損失) 減損損失／減損損失累計額 資産見返負債／積立金	損益外処理 貸借対照表に減損損失累計額を 計上し、同額を資産見返負債から減 額する。 資産見返負債／減損損失累計額

- ・減損処理を行った固定資産については、減損後の台帳価格に基づき減価償却を行うものとする。
- ・減損の戻入は行ってはならない。

第1号様式（第3関係）

減損対象資産利用計画表

平成 年 月 日

			経理単位名	
資産の概要	資産名称		資産番号	
	仕様・規格等		勘定科目	
			設置場所	
	取得年月日	年 月 日	耐用年数（月）	月
取得価額	円	取得財源		
利用目的				
利用予定				
市場価格（算出方法）				
その他参考となる事項				

※複数の資産を一体として利用する場合には、一体として認めた理由を「利用目的」欄に附記のうえ、「資産の概要」欄は、主要な資産を記入し、別紙を添付すること。

第3号様式（第9条関係）

減損処理報告書

平成 年 月 日

		経理単位名	
資産名称		資産番号	
用途 (仕様・規格等)		勘定科目	
		設置場所	
取得年月日	年 月 日	耐用年数(月)	月
取得価額	円	帳簿価額	円
減損を認識した場合		減損の兆候はあるが認識しなかった場合	
減損の認識に至った経緯		減損の兆候の概要	
複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由		複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由	
減損損失額 ①正味売却価額 ②使用価値相当額 ③固定資産台帳価額 ④差引減損損失額 (③－(①か②のうち高い方の金額))		当該資産の全部又は一部について、使用の見込みのあることの裏付け(固定資産の市場価格の回復見込みがある場合は、その旨を記入)	
		使用しないという決定を行った場合は、使用しなくなる日及び決定を行った経緯、理由 平成 年 月 日	
その他参考となる事項		使用しないという決定を行った場合の減損損失見込額 ①正味売却価額 ②使用価値相当額 ③固定資産台帳見込価額 ④差引減損損失見込額 (③－(①か②のうち高い方の金額))	
		その他参考となる事項	